

令和6年度 第1回高齢者虐待対応ワーキンググループ 議事要旨

◇ 日 時 令和6年7月5日（金） 13時30分～15時30分

◇ 場 所 神戸市役所1号館 24階 1243会議室

◇ 報 告

(1) 令和4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告

(2) 神戸市における高齢者虐待にかかる取組みについて

◇ 協議事項 高齢者虐待防止ネットワーク事業について

◇ 主な意見

1. 報 告

(1) 令和4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告

○養介護施設従事者等による虐待の通報について、人口比率から見ると、神戸市は少し多いように感じる。おそらく通報が非常に上がりやすいシステムになっていると思っている。施設の場合の通報は、とりあえず神戸市の方に全部通報されるということによいか。

●はい。神戸市では2種類の方法がある。1つは養介護施設従事者等による高齢者虐待の専用ダイヤルへの通報で、もう1つは監査指導部に電話連絡いただくことである。

○昨今、介護職員が非常に不足してきているが、例えばナースコール等が鳴ってもなかなか見に来てくれないというような事案の場合は、どの程度をネグレクトに該当すると判断されるのか。そういった基準はあるのか。

●特に何回とか時間がどうという基準は設けていない。まず、その施設の状況や人員の状況、その入所者の方の状態像などを十分に調査した結果、非常に不適切かどうかということを鑑みて判断している。

○養護者による高齢者虐待について、通報が一番多いのは警察だが、警察からの通報は、あんしんすこやかセンターに入るのか。介護支援専門員もやはりあんしんすこやかセンターへの通報が多いのか。区役所への通報なのか。どちらが多いのか。

●警察からの通報は、おそらく区役所に入るのがほとんどと思われる。介護支援専門員はあんしんすこやかセンターが一次窓口になっているので、そこに入る人が多い。その

※○は委員等の発言、●は事務局の発言

後、区役所に情報が共有されるという流れが多いと思うが、もちろん、介護支援専門員から直接区役所に通報が入る場合もある。

○養護者による高齢者虐待の通報は、警察の次に介護支援専門員が多い。ヘルパー含めて介護保険事業所職員は、介護支援専門員より頻繁に高齢者に接しているのので、もっと通報が多くなるように思う。介護保険事業所職員から介護支援専門員へ通報が行っているのかと思うがどうか。

●はい。ヘルパーなどが気付いて、介護支援専門員を経由して、あんしんすこやかセンターへ通報という流れが多い。

○養介護施設従事者等による虐待通報について、「その他」の割合が多いが、これは何か把握されているのか。

●養護者の場合は分類があるが、養介護施設従事者についてはないため、その他に分類されているが、神戸市の場合、大半が警察からの通報である。

○養介護施設従事者等による虐待通報について、通報を受けて、事実確認調査となる件数は少ないが、同じ施設について通報が繰り返され、実際に事実確認をしたというようなところはあるのか。

●ある。令和4年度はなかったが、過去に同じ年度内に複数回上がってくる事案はあった。

○いわゆる8050問題の高齢者と息子の世帯に支援に入る際にどう対応されているのか。

●未婚の息子と親の世帯での虐待の場合、息子は仕事しているが介護負担が重く虐待につながってしまったというケースであれば、介護サービスを入れるための調整を行ったり、介護負担を軽減できるような取組みを紹介したり、男性介護者が参加しやすく相談できるような集まりを紹介するといったことは、あんしんすこやかセンターもやっている。一方で、ひきこもりや精神的な疾患といった課題を抱えている家庭もある。そういう場合は、あんしんすこやかセンターや区役所の虐待担当職員だけではなく、区役所の精神相談員、医療機関など関係機関と協力する場合もある。生活困窮課題がある場合は、区役所のくらし支援窓口との連携など、各関係機関と連携しながら支援にあたっている。

○課題が広がっているから、広範囲の方々の協力を得ながら対応に当たっていくということかと思う。神戸市としては、基本的には施設入所を前提ではなく、在宅の継続をまず第一に考えているということか。

●分離した方が良いと判断する場合は分離を進めていくことになるし、在宅でやっていける場合であれば、介護サービスを入れることで在宅生活を継続してもらっている。ケー

スごとの判断となる。

○8050問題の世帯の場合、あんしんすこやかセンターや介護支援専門員が入る時に危険信号をキャッチする必要があるのではないか。

●はい。あんしんすこやかセンターでは 高齢者だけではなく、家族にひきこもりの方がいれば、ひきこもり支援室と連携することとしている。

○分離をせず、在宅でサービスを入れてという方向での解決が全国に比べても多いように思うが、それは養護者の方に知識がないなど、介護サービスにアクセスできずに、介護負担から虐待につながるということが多いということか。

●知識がないのでサービス利用につながらないというだけでなく、そういった行為が虐待に当たるという認識がなく虐待になっていることもある。あんしんすこやかセンターや区役所が介入することによって、こういうことをしてはいけないのだということに気付いていただくことで改善が見られることもある。

○虐待でも、特に身体的虐待の場合、同居を続けるのはリスクがあるということで、分離する方向で動かしがちかと思うのだが、指導や支援が入ることによって、その暴力的なものも収まっていくこともあるということか。

●一定の改善が見られる場合もあるが、指導やサービス調整等では改善が見られなければ、分離も当然考えていくことになる。

○神戸市としては、まずサービスなりで介入して、様子を見て、やはり無理だということになると、分離を検討するという流れで動いているという理解で良いか。

●ただし、その虐待が、例えば顔面に傷がある等、高齢者の生命にかかわるような状況であれば、早急に分離の判断をするようになっている。

(2) 神戸市における高齢者虐待にかかる取組みについて

○養介護施設従事者等による虐待における集団指導や運営指導というのは、具体的にどういう手続きを指しているのか。

●制度上、介護サービスを提供する施設・事業所に定期的に運営状況を確認して、必要な指導を行うということになっており、それが運営指導とか実地指導というものである。集団指導は、集まってもらって必要なことを周知する機会を設けることが定められており、以前は会場に集まってもらい実施していたが、今はY o u T u b eで配信するという形にしている。申込み後、公開期間にアクセスして、受講したかどうかを確認するこ

ととしている。

- 全ての施設に指導する機会を持っているということか。特に問題があるから指導するという趣旨ではなく、年に一度はこの指導を入れるということで実施しているということか。
 - 集団指導は年1回行い、全事業者に対して必要なことを周知する機会になる。こちらが色々指導監査をしていく中で 必要な事項も事例を通じて周知する指導の場である。運営指導については、神戸市内に多くの施設があるため、概ね6年間で一巡できるよう計画的にやっている。特に運営上の課題があるような所については、別で随時指導とか、さらには監査をもって対応していくという方法がある。
 - 養護者による虐待のワーキングチームの相談件数が減っていることについて、区役所の対応力が上がっているのかもしれないが、利用しにくいといった意見があるのか。
 - 利用しにくいという意見はなく、実際にワーキングを利用した区役所は相談して良かったという感想である。一度利用した区役所が何度も利用している傾向がある。自分達で対応できているというのもあると思うが、もっと使ってほしいと考えており、もう少し活用を勧めていかかないといけない。
 - 周知していただき、専門職に必要な事項を確認したいということがあれば使っていくというのが大事。
 - 非常に分かりにくい虐待もある。例えば職員数が足りず、早く食べさせなくてはならず、口の中へどんどん押し込んでいってしまうと、口の中に食べ物が溢れてきてしまうような状態になり、その結果、肺炎になるとか。そういうのも虐待ではないかと思う。虐待の定義は徐々に変わってくる場所もあるのではないかと思うので、また検討の機会があったらお願いしたい。
- また、在宅のケースで、医師しか介入できないという場合がある。これは虐待かもという時に、あんしんすこやかセンターの職員に見守りをお願いすることがある。その場合、通報することになるのだが、医療は信頼関係に基づいているので、医師が通報者となるのが難しい場合もある。そういった場合にどこまであんしんすこやかセンターにお願いすることができるのか。本人に気付かれないようにしながら見守っていただけるのか。
- あんしんすこやかセンターにとっては、虐待に関して医師の関りは大変重要で、医師との関係を通じて見守ってもらっているところもある。定期受診はするのだが、それ以外ではあんしんすこやかセンター職員と会ってくれない場合など、医師との関係性で、あ

んしんすこやかセンターも一緒に関係を取りながら見守っていくという場合もある。ケースによっては医師と連携を取りながらあんしんすこやかセンターは動いているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

- 通報を受けて虐待対応することになる場合、事案によっては相手に気付かれないように虐待が解消するような動き方をするケースもある。もし、虐待ではという気付きがあれば言っただきたい。

2. 協議事項： 高齢者虐待防止ネットワーク事業について

○令和4年以前は年に一度の会議で報告があったり、色んな職種の人達が交流しながらグループワークをする研修もあった。令和5年からは、もう少し密度を濃くして、細かく研修などを開催していこうという方針に変わったということかと理解をしているのだが、もっと広くネットワークに入られている色々な方に声がけて、弁護士も活用していったほしい。

- 令和4年度まではネットワーク運営委員として弁護士会に各区役所の担当を依頼していた。令和5年度からは運営委員としてではなく、急遽、区役所が相談したいというようなことが発生した場合や研修会の講師をお願いしたいといった場合に備えて、弁護士会に依頼して、区役所担当の弁護士を紹介いただいている。

○この区役所の担当は誰というのが決まっいて、声がけがあれば行くという形か。

- はい。

○具体的な虐待事案であればワーキングチームの方が対応は早いと思う。研修などは声がけていただきたい。

○参加者をもう少し広げていってもいいのではないか。それぞれの職種によって必要な知識も違うが、聞く機会というのもあってもいいと思う。区役所によっては細かくやっているところもあるが、対象者を選ばなくてはいけないものなのか。あるいはもう少し広くというのは難しいものなのか。

- 対象者を絞ってやっているところもあるとは思うが、もっと広げていった方がいいとも思っている。同じところに寄って行って毎年同じことになってしまうと、あまりネットワークが広がらないというのは懸念しているところ。もっと新しいところに広げていくような取組みをやってほしい。もう少しここに上がっていないような方にも広げていくようなことができないかと考えている。

○検討をお願いしたい。

○どこの区役所も民生委員に対してはやっているが、民生委員からの通報は1.4%ほどで、一番少ない。問題意識から民生委員に対して周知していこうということをやっているのか。

●民生委員からの通報が少ないからということではない。民生委員はあんしんすこやかセンターとの関りが非常に深い。見守りの部分など、地域で一緒に動いている。民生委員が虐待に気付いたとしても、自身が近所の方とかなので直接通報はしにくいというのはあると思う。あんしんすこやかセンターに相談して、そこから通報につながっているのではないかと。民生委員は問題意識を持っており、こういう研修では大変熱心に聞いていただいている。

○出席人数も含めて区役所の中で開催回数に結構ばらつきがあるというところが気になる。何か特別な理由があるのか。

●特別な理由はないと思う。所管課からも何回以上といった指示はしていない。保健師が中心になって計画した区役所もあるし、そうでないところもある。そういったところで、やり方や対象も変わっている部分もあると思う。地域ケア会議を使っていた区役所もある。地域のケア会議で事例をもとに個別ケースの検討会を実施しており、あんしんすこやかセンター職員、医師、警察、精神障害者の支援に関わる方など色々な方が入っていて、上手く支援につながったと聞いている。他の区役所でやっていることをフィードバックして考えてもらえれば、少し広がっていくのではないかと考えている。

●ネットワーク運営委員会という年1回の会議を開催せずに既存のネットワークを使ってやっっていこうという中で、どの既存会議を活用するかにより差が出ているかと思う。地域ケア会議も区役所によってやり方が様々で、色んな専門部会を設けたりしている。各区役所の取組み状況を共有することによって、また新たな取組みにつながっていくと考えている。

○郵便局から要望があって研修会を開いたというお話があったが、大変良いと思う。金融機関や商店街やいろいろな方が入れば、周知という意味では良いのではないかと。

●高齢者の見守りの関係で、金融機関や郵便局とは協力事業者という形で協定を結んでいる。そういったところから広がっている。

○虐待の防止や早期の通報といったところでは、やはり市民の方々の啓発はすごく大事。そこにアプローチするのがなかなか難しいところだとは思っているのだが、リーフレッ

トを配ったり、区広報で周知されたりしているので、そういったものはもう少し全市的にやっていって、リーフレットだと読まない人もいるので研修とか、何か市民に直接働きかけられるようなものがあつたらいいのではないかな。

- 色んな地域団体があるので、そういったところに少し広げていきたい。
- あんしんすこやかセンターで啓発もしている。虐待という言葉を出すとなかなか抵抗があるので、「介護に疲れている人はいませんか」といったリーフレットを作っているところもたくさんある。個別に自治会やふれまちとか色々な団体にもアプローチしたり、個別に一軒一軒配ったりしていると聞いている。

3. その他、全体を通しての質疑や意見

- 厚労省の高齢者虐待マニュアルは、セルフネグレクトの方など高齢者虐待に準じた対応など、令和5年に新しいものが出ていると思うが、市の虐待対応マニュアルの改訂等の予定はあるか。
- 令和5年3月に厚労省のマニュアルが出ていて、高齢者虐待に準じて取扱う部分について以前より細かく記載されている。マニュアルの全面改訂ではないが、部分改訂は考えていかないといけないと思っている。
- 養護者による虐待件数で、介護度で見ると要介護1の軽度者の方が多い。重度の方になると通報ができないのではないかと気になった。ある程度外に出る人、第三者の目に届く人は通報につながるが、重度の方で外に出られない、第三者の目に届かない方の気付きも大事。要介護認定を受けるとなると必ず医師が入ってくるというのが前提。その中で医師会でも気付きというのがもう少しできるようになるシステムができないか考えていた。医療と介護をつなぐ医療介護サポートセンターがあるが、医療の側からの気付きの部分を皆に伝えていくということでも役立つところなのだが、そういったところをもう少し重度の方にも活用できたらと思っている。
- 神戸市は、被虐待者のうち要介護認定を受けている方が90%ということなので、大体が介護保険にはつながっている。
- この数字をどう見たらいいのかよく分からない部分ではあるが、介護従事者の方がよく気が付いて通報につながっていると取つたらいいのか、介護サービスが入っていないと発見されないと取るべきなのか。ご近所とのつながりがあまりないとなかなか家の中の状態が分かりにくいというのは、やはり都市部の特徴であるとも考えている。介護サー

ビスで家に入ると中の様子が分かり、虐待に気付くのだが、そうでない場合、分かりづらいというところはあるのではないかと感じている。

- 外部からの目が入った時には そういう問題が発見しやすいっていうのはあると思う。行政などにつながっていないところに、どういうふうにアプローチしていくのか。先ほどもひきこもりの話があったが、社会と隔絶して生活している世帯は結構あるので、そういったところでどうやってアプローチしていくのかというのも考えていかないといけない。
- 分離を行った場合の「やむ措置」について、全国に比べて割合が低い。契約入所で分離できているという良い側面もあると思うが、なかなか「やむ措置」はやりにくいというのが神戸市としてあるのか。
- 行政が措置するという事は重いものがあると思うが、躊躇してはいけない。措置しないといけない時にはするよう説明している。措置した方がといたいのではないかといった事例の時に、ワーキングチームを依頼されることが多いと感じる。ワーキングチームにも助言いただいて、合わせて措置しない場合の問題点についても説明いただくので、「やむ措置」という判断になった例もあった。
- 面会制限について、「やむ措置」でないと面会制限ができないので、事例にもよるとは思うが、そういった事情があれば躊躇なく踏み切ることも必要と思う。
- 前年度に比べると少し増えている。そこは判断を誤らないように、適切な時期にできるようにもう少し話していかないといけない。
- 「やむ措置」などの行政の介入のタイミングは結構難しい。介入後、こじれることもある。措置して、後見人が付いて、契約という段階になるのだが、その後の養護者対応は大変な場合もある。その後必ず上手く行くというわけでもない。養護者対応も見ながら措置するかどうかの判断をしなければいけないので、難しいところだと思う。そういった時にはぜひワーキングチームを活用いただきたい。